

すすめよう！男女共同参画

6月23日（金）から29日（木）は「男女共同参画週間」です。

性別にかかわらず、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには行政だけでなく、市民のみなさん一人ひとりの理解と取組が必要です。

今年度のキャッチフレーズは「無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。」です。私たちにできることは何か、この機会に考えてみませんか？

問い合わせ

地域づくり課人権男女共同参画係

☎ 22-7736

予防接種のお知らせ

適切な時期に接種をお勧めします

◆二種混合2期（破傷風・ジフテリア）予防接種
対象 11歳から12歳まで

◆日本脳炎予防接種

対象

1期 標準的に3歳から7歳6か月に至るまで

2期 9歳から12歳まで

※平成15年6月生まれから平成19年4月1日生まれで接種していない人は、19歳までは無料で接種できます。

※転入等で、竹原市の予防接種券を持っていない人は、母子健康手帳を持って保健センターで発券手続きをしてください。

問い合わせ 保健センター ☎ 22-7157



ポジティブ・アクション(積極的改善措置)は、なぜ必要？

女性の活躍推進のための取り組み「ポジティブ・アクション」とは

ポジティブ・アクションとは、例えば男女を均等に人材育成、人事考課などを行っていても「営業職にほとんど女性がいらない」、「管理職にほとんど女性がいらない」といった固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から生じている男女労働者間の格差を解消する目的で、個々の企業が進める自主的かつ積極的な取り組みのことです。

具体的な取り組みの方法について

ポジティブ・アクションの具体的な取り組みには、次の2つがあります。

①女性のみを対象とする、または女性を有利に取り扱う取り組み例	②男女両方を対象とする取り組み例
●応募の対象を女性のみとする ●女性を優先して採用の対象とする ●昇進・昇格の試験の対象を女性のみとする	●女性を受け入れた経験が少ない管理職に対する研修を行う ●人事考課基準、昇進・昇格基準などを明確に定める ●出産や育児による休業がハンディとならないよう制度を見直す

男女雇用機会均等法違反になりませんか？

男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取り扱いをすることを禁止しています。しかし、法第8条において、雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として行う、女性のみを対象とする取り組みや女性を有利に取り扱う取り組みは法に違反しない旨を定めています。女性のみを対象とする、または女性を有利に取り扱う措置を実施する場合、次のすべてを満たしている必要があります。

	適法	違法
男女の均等な機会や待遇の確保の支障となっている事情が	ある	ない
その格差を解消し、女性の活躍を推進する目的が	ある	ない
その雇用管理区分や職務、役職に占める女性割合が4割を	下回っている	下回っていない

ポジティブ・アクションの目的は、女性があらゆる分野で能力を発揮して活躍することができる環境を将来にわたって維持できることにあります。詳しくは、厚生労働省ホームページ「ポジティブ・アクション（女性社員の活躍推進）に取り組まれる企業の方へ」に掲載されていますので、ご覧ください。

問い合わせ 地域づくり課人権男女共同参画係 ☎ 22-7736